

2023 年 6 月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例（在留資格の延長にかかる手続き等について）

ご相談：

当院に外国人患者が来院し、診察の結果入院が必要となった。この患者は日本の公的医療保険やその他の保険にも加入していないが、医療費は前払いで問題なく支払われている。また、この患者の娘（日本国籍）が治療にも立ち会い、通訳もしてくれたので言葉の面でも問題はない。

この患者の在留資格を確認したところ、持参したのはパスポートのコピーとパンチされ無効となった在留カードのみで、パスポートに記載されている在留期限は今月末となっていた。現在の在留資格の種類は確認していない。

なお、この患者によるとパスポートの原本は行政書士に預けており、次回来院時に原本を持参するとのこと。

この患者が当院に対し「外国人患者に関する受入証明書」の作成を求めているが要望通り作成してよいものか。またこの患者は有効な在留カードも所持しておらず、在留期限がもうすぐ切れてしまうが、当院から出入国在留管理庁等へ通報しなくてよいのかを相談したい。

対応：

以下の内容を案内した。

- ① この患者が「外国人患者に関する受入証明書」を求めているのは、入国後の急な事情変更などによる在留期限の延長を出入国在留管理庁へ申請しようとしているためと思われる。

「短期滞在」で在留している外国人が、入国後の急な事情変更等により、日本の病院に入院して病気や怪我の治療をすることとなったため、当初の在留期間を超えて在留する必要性が生じた場合については、

- ・医師が「当該外国人が早急に入院して治療を行う必要がある」と判断していること
 - ・医療費を含め、滞在中の経費を支弁できること及び出国のための経費支弁ができること
- を「外国人患者に関する受入証明書」で明らかにした上で、治療に必要な期間に応じて、地方出入国在留管理官署において在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を行うこととなっている。

従って、まずこれらの点を確認することが必要。

- ② 患者本人が既に入出国在留管理庁に相談していると思われるが、まだ相談していないようであれば、本人から相談するように勧めることとし、以下を案内した。

【外国人在留総合インフォメーションセンター】 0570-013-904（平日 8:30-17:15）

【当該地域を管轄する出入国在留管理庁の地方出張所】

- ③ 上記の①②が確認できれば「外国人患者に関する受入証明書」を発行しても問題ないであろう。
- ④ 患者が手続きを依頼している行政書士とも連携を取ることを勧めるが、連絡を取る際には念のため行政書士の資格も確認すること。
- ⑤ 入院に際しては日本人の患者同様に入院申込書（入院同意書と連帯保証書）を取付けること。当窓口で用意している連帯保証人の極度額記載がある入院申込書の書式を提供した。
- ⑥ 治療のために在留資格を延長して在留資格を「特定活動（医療滞在）」に変更した場合は日本の公的医療保険には加入できないこと。
- ⑦ 無効になっている在留カードを持っているとのことなので、その無効となった事由、現在の在留資格は本人に確認が必要。まだ在留期限内であり不法滞在（オーバーステイ）でない限りは出入国在留管理庁等への通報の必要はない。その他、貴院として在留許可について何らかの疑義等があれば、出入国在留管理庁の地方出張所に相談されては如何か。
また、患者の在留期限延長手続きのために「外国人患者に関する受入証明書」を作成して患者に渡した後、患者が証明書の通りに入院しない場合は出入国在留管理庁の地方出張所へ通報すること。

相談者から、当地には地方自治体が運営する平日・日中の医療機関向けワンストップ窓口がなく困っていると相談があったが、該当する自治体で運営する窓口があったので案内した。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田 ・ 大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp